

習志野商工会議所 会員 各位

習志野商工会議所
会頭 芦澤 直太郎



「令和6年能登半島地震 災害義援金」へのご協力について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所の運営につきまして格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県能登地方を中心に甚大な被害がもたらされました。被災された地域の方々には心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興に役立てていただくため、このたび習志野商工会議所では、義援金の募集をすることとしました。

つきましては、(一社)千葉県商工会議所連合会が下記のとおり義援金受け入れの取扱いをいたしますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 金 額 1口 1,000円～
2. 振込先 千葉銀行 中央支店 普通預金 4548646
(口座名義) 令和6年能登半島地震災害義援金
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会

*千葉銀行本支店窓口をご利用の場合、振込手数料は無料です。また、現金振込 200万円以下の場合、所定の本人確認は省略されます。

*ATM、インターネットバンキングからのお振り込みにつきましては、通常の振込手数料がかかりますので、ご注意ください。

3. 取扱期間 令和6年1月22日（月）から令和6年3月22日（金）まで
4. 本義援金の寄贈先 日本赤十字社 令和6年能登半島地震災害義援金
被災地全域への寄付（石川県、富山県、新潟県、福井県）
*この「被災地全域への寄付」は、被災地4県に設置される災害義援金配分委員会により、市区町村等の自治体を通じて、全額が被災地の方々の生活支援に充てられます。
5. 税制上の取扱い 本義援金は、所得税法第78条第2項第1号「特定寄附金」及び法人税法第37条第3項第1号の「国等に対する寄附金」に該当します。
なお、当連合会および日本赤十字社からの領収証は発行されませんので、振込領収書ならびに本趣意書を、申告時まで大切にご保管くださいますようお願い申し上げます。
6. 申し込み 下記の申込書にご記入の上、習志野商工会議所にFAXで申し込み後、上記の口座にお振り込みをお願いいたします。
7. 連絡先 習志野商工会議所 経営室（担当 橋本・市川）TEL 047-452-6700

義援金申込書 必要事項をご記入の上 FAX 047-452-6744 までお送りください

| | | | | |
|-----|--|------|--|---|
| 貴社名 | | 寄付金額 | | 円 |
|-----|--|------|--|---|